

人事・給与システム更新に係る調達仕様書

1. 基本事項

(1) 総則

本仕様書は、本組合が構築する人事・給与システムに求める機能等の要求事項を取りまとめたものである。受注者は、本仕様書に基づき、人事給与システムの開発、運用及び保守等のサービスを本組合へ提供することとする。

(2) 業務内容

① 人事・給与システム構築業務

ア 打合せ協議にかかる資料の準備・収集・整理、議事録作成、設計業務

イ パッケージソフト等の設定

ウ システム構築

エ システムサーバの設置・設定・構築

オ 現行システムからのデータ移行及びデータ成形

(移行データの照合・確認及び修正作業を含む。)

カ その他、本システム構築に必要な作業

② 人事・給与システム運用保守管理業務

ア システム運用支援

イ 障害対応

ウ ソフトウェア、アプリケーション、ハードウェア保守

エ その他、本システムの運用・保守に必要な作業

(3) スケジュール

構築期間と運用保守期間については、以下のとおりとする。

① 構築期間

契約締結日から令和7年7月

② 並行稼働期間

令和7年8月1日から令和7年10月31日

③ 運用保守期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日

この構築期間において、パッケージの適合、開発、既存システムからのデータ移行、テスト、操作研修等を行い、システムの本稼働を考慮し、本システムの構築を行うこと。安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提出すること。(任意様式) また、業務の特性や繁忙時期を考慮の上、テストや事前研修、稼働後の支援について十分な時間的配慮を行うこと。

(4) 成果物

成果物として、以下のものを本組合へ納品すること。

- ①人事・給与システム
- ②システム機能仕様書
- ③運用テスト計画書
- ④操作マニュアル
- ⑤研修用資料
- ⑥システム稼働に必要な新たなハードウェア
- ⑦その他必要となる資料

※①～⑦のうち書類関係は、書面（正本1部、副本1部）、及びCD-R等通信媒体（1部）を納品すること。

2. 構築業務条件

(1) 事業者の条件

① 導入実績

地方公共団体への導入実績を有する、信頼性の高いシステムであること。また、地方公共団体向けに設計・開発したパッケージの使用を前提とし、帳票等の名称、様式の変更を含めて必要最低限のカスタマイズで利用できること。

② 法令対応

提案システムは、運用上必要な現行の各法令等に対応していること。また、導入後の法改正等があった場合にはこれに対処できること。

(2) 機密保持

本組合から知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本システムの提案、構築、保守の目的以外に使用せず、事業終了後も機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないよう必要な措置をとること。

(3) 業務の引継ぎ

本業務の契約期間の満了、全部もしくは一部の解除、又はその他契約の終了の際には、事由の如何を問わず、事業者は、本組合が本業務を継続できるよう誠意をもって協力すること。

3. 導入要件

(1) 前提条件

① システムの利用形態等

システムの利用形態はオンプレミス形式とする。

② 本組合の環境

庁内にサーバを設置する場合は、設置場所は本組合のサーバ室内とする。

(2) ハードウェア構成

本仕様書の要件を満たすサーバ等の機器構成について提案すること。なお、サーバはラ

ックマウントタイプとし、本組合のサーバ室に設置してある既存ラックキャビネットに搭載できるものとする。

(3) ソフトウェア構成

- ① 本仕様書の要件を満たすソフトウェアの仕様とその構成、ライセンス形態やその数を検討し、必要なソフトウェアを選定して納品、インストール、設定すること。
- ② 各ソフトウェアの選定にあたっては、安全性、信頼性、可用性、汎用性、拡張性、移植性を考慮すること。
- ③ 5年以上利用可能なシステム構成であること。また、OS及びミドルウェアのバージョンアップに無償で対応できるシステムであること。なお、OS及びミドルウェアの上位版ライセンス購入費用は別途本組合が負担する。
- ④ 国際技術標準や事実上の業界標準を採用したソフトウェアを選定すること。

(4) パッケージソフトウェア要件

- ① ノンカスタマイズのパッケージソフトの利用を基本とし、カスタマイズが必要になる場合は、最小限にとどめ運用保守経費を低減すること。
- ② 自治体間で業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、カスタマイズを行わずに運用することができること。
- ③ パッケージの標準機能にない機能を補完するために別のソフトウェア、ツール等を組み合わせることを可とするが、操作性等を十分に考慮すること。
- ④ 稼働後の軽微な帳票修正に対して、費用を発生させない仕組みを有すること。
- ⑤ 人事院勧告や労働基準法改正等の法制度改正にも即時対応すること。
- ⑥ 随時、機能強化・バージョンアップ等が予定され、陳腐化対策が図られていること。
- ⑦ 埼玉県内の地方公共団体（一部事務組合を含む。）において、導入実績及び稼働実績を有していること。

(5) システム規模等

① システムで管理する職員数（令和6年10月1日現在）

現職職員数 255人

既退職者数 299人

合計登録数 554人

※本組合の職員数・業務量に見合うサーバとすること。対象となる職員数は上記のとおり。なお、退職者のデータについても蓄積して管理していくものとする。

② 移行対象の退職者数

既存システムに保存されている退職者のデータも移行対象とすること。

現職職員数 255人

既退職者数 299人

合計登録数 554人

③ システムを利用する端末の設置予定台数等

利用端末は全てインターネット系ネットワークに属する。

内容 台数及び人数

システム利用台数 11台

システム利用人数 11名

④プリンタ

各種帳票の印刷には、既設のプリンタが利用可能なこと。現在利用中のプリンタのメーカー、機種名等は以下のとおりであるが、今後更新することが想定されるため、メーカーに依存しないシステムであること。

- ・FUJIFILM Apeos2560
- ・FUJIFILM ApeosC5570

4. 運用保守要件

運用保守支援の範囲は、導入システム等の本提案によって調達した全てのシステムを対象とし、セキュリティに関する事項も含むこと。

(1)基本要件

円滑なシステムの稼働を確保するために必要な機能修正や変更等の保守管理作業を行うこと。なお、大幅な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。人事・給与における人事院勧告、実態調査等の毎年の制度改正については、本組合が催促しなくても、制度改正の概要とシステムの対応方針が事前に通知され、本組合担当職員が余裕をもって処理できるよう運用サポートを行うこと。

また、システム稼働後に機能追加を依頼した場合、改修に係る費用有無、対応期間を提示し、両方で協議した上で対応方針を決定すること。

5. 情報セキュリティ要件

(1)セキュリティ対策

ウィルス対策を含めセキュリティ対策全般に渡り配慮すること。

(2)緊急時対策

災害や情報流出事故等により情報資産に損害等、緊急事態が発生した場合には、被害を最小限に抑えることを第一とし、迅速かつ適切な対策が可能となるような危機管理の整備等の対策を講じること。

(3)端末利用者認証

職員がシステムを利用するにあたり、ID 及びパスワード等による認証機能を有し、アクセス権限の範囲設定や変更ができること。

(4)ユーザ操作情報の収集端末利用者認証

ユーザ操作ログを収集でき、不正利用を抑止する効果と、万一の事故発生時の原因特定

ができること。

6. その他

本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じたときは速やかに本組合と協議することとする。